

「マルチステークホルダー方針」

当社は、企業経営において、株主にとどまらず、顧客、従業員、取引先（パートナー）、地域社会をはじめとする多様なステークホルダーとの価値協創が重要となっていることを踏まえ、マルチステークホルダーとの適切な協働に取り組んでまいります。その上で、価値協創や生産性向上によって生み出された収益・成果について、マルチステークホルダーへの適切な分配を行うことが、賃金引上げのモメンタムの維持や経済の持続的発展につながるという観点から、従業員への還元や取引先への配慮が重要であることを踏まえ、以下の取組を進めてまいります。

記

1. 従業員への還元

当社は、経営資源の成長分野や地域、新業態へ重点的な投入、従業員の能力開発、スキル向上等を通じて、持続的な成長と生産性向上に取り組み、従業員の能力発揮による付加価値の最大化に注力します。その上で、当社人事制度の基本方針である「実力・成果主義」に則り、適切な方法による賃金の引上げを行うとともに、福利厚生面も含めた人財投資及び教育訓練等に積極的に取り込むことを通じて、従業員への持続的な還元をめざします。

（個別項目）

具体的には、賃金の引上げについて、社会情勢また当社を取り巻く環境や経営状況等を正しく認識した上で、適切な時期と方法にて処遇改善や各種制度の見直しに取り組んでまいります。

また、当社の企業原理「顧客最優先主義」の実現には、従業員の顧客親和性の担保が必要であり、多様性を認め合うダイバーシティ型組織の確立が不可欠です。当社グループで働くすべての従業員一人ひとりを尊重し、多様な生き方、多様な価値観を理解した上で、雇用、昇進、教育訓練等について、機会、属性にかかわらず公平に提供し、その人らしく活躍できる環境づくりに取り組んでまいります。

2. 取引先への配慮

当社はパートナーシップ構築宣言の内容遵守に、引き続き、取り組んでまいります。

なお、パートナーシップ構築宣言の掲載が取りやめとなった場合、マルチステークホルダー方針の公表を自主的に取り下げます。

- ・ パートナーシップ構築宣言のURL

【 <https://www.biz-partnership.jp/declaration/66164-10-00-tokyo.pdf> 】

また、消費税の免税事業者との取引関係についても、政府が公表する免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関する考え方等を参照し、適切な関係の構築に取り組んでまいります。

これらの項目について、取組状況の確認を行いつつ、着実な取組を進めてまいります。

以上

2025年5月16日